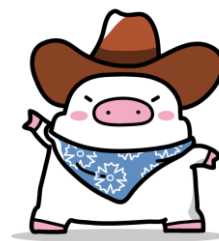


神戸市西区マスコットキャラクター 「神戸ウエスタン」 画像使用の手引き



神戸ウエスタン

神戸ウエスタンは、カウボーイ見習いのブタの男の子です。西区の明るい未来を捕まえようと、投げ縄の練習中。

- (1) 公益的活動の推進
- (2) 西区および区内各地域のPR
- (3) 区への愛着や親しみを高めるとともに、区のイメージを内外に発信

するために活動します！

使用できる画像

承認した西区マスコットキャラクター「神戸ウエスタン」の画像および着ぐるみ「神戸ウエスタン」が写っている写真等。

基本ポーズ以外の神戸ウエスタンの画像や、写真についての詳細は、最終ページの【申請・問合せ先】までお問い合わせください。



画像使用にあたっての注意事項

次に掲げる使用はできませんので、ご了承ください。

- ① 西区の公益的活動の推進や、区内各地域のPR等(要綱第5条の使用目的)以外の目的での使用。
- ② 営利または販売のみを目的とした使用。
- ③ 西区の品位を傷つけ、又は区民の理解の妨げになるおそれがあると認められる使用。
- ④ 特定の個人または団体を援助、助長、促進、圧迫、干渉等していると誤解させるおそれがあると認められる使用。
- ⑤ 法令または公序良俗に反するおそれがあると認められる使用。

使用期間

申請した使用開始日から3年以内。

使用料

無料。

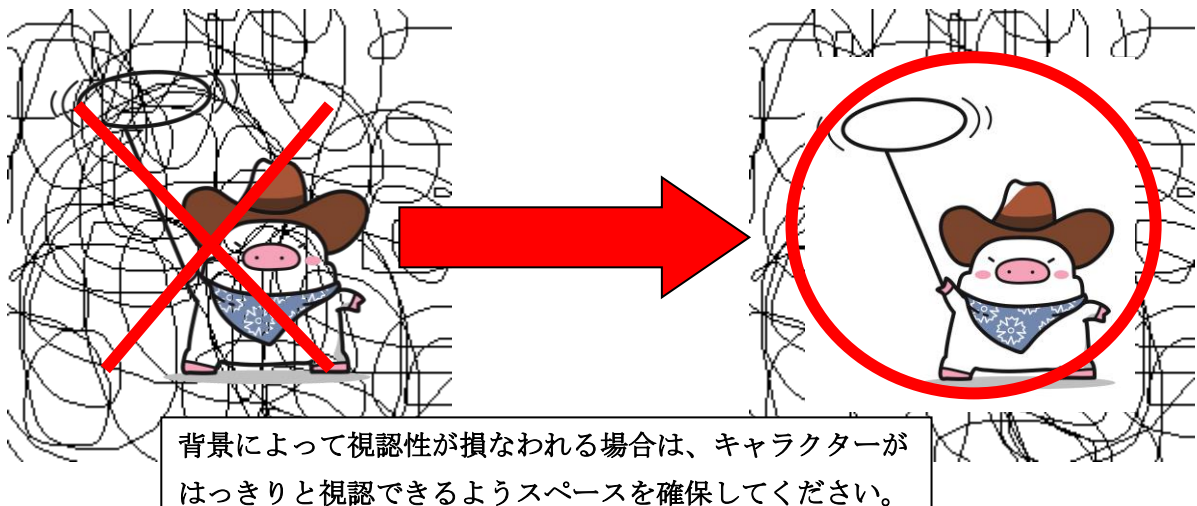
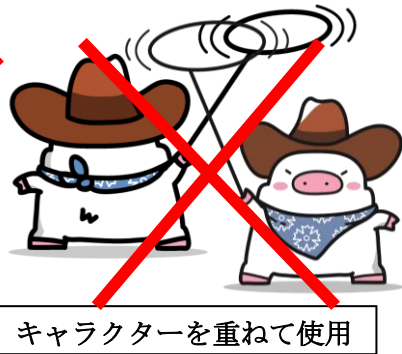
使用方法

「神戸ウエストン画像使用申請書」に必要事項を記入し、企画書・レイアウト・スケッチ・原稿等を添付して、最終ページの【申請・問合せ先】までご提出ください。

※ 申請の受付は、すなわち承諾したことを意味するものではありません。使用承諾書の送付を持って承諾をしたものとしますので、ご了承ください。

使用上の遵守事項

- ① 『神戸市西区マスコットキャラクター「神戸ウエストン」の画像使用に関する要綱』の第7条に規定されている事項を遵守してください。
- ② その他、次のような使用はしないでください。



「神戸ウエストン」画像の表示例



許諾の取り消し等

次のいずれかに該当するときは、許諾を取り消し、許諾内容を変更し、又は「神戸ウエストン」画像の使用を制限し、若しくは使用を停止することがあります。(なお、これにより使用者に生じた損害については、市は一切の責任を負いません。)

- ① 要綱又は要綱に基づく指示に違反したとき。
- ② 偽りその他不正な手段により許諾を受けたとき。
- ③ 公益上やむを得ない必要が生じたときその他「神戸ウエストン」の管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。
- ④ その他、区長がその使用の継続を不適當であると認めるとき。

使用終了後の措置

使用期間が終了した場合や、許諾の取り消しを受けた場合は、速やかに「神戸ウエストン」画像の使用を中止してください。また、「神戸ウエストン」画像の複製物の廃棄及び回収を指示することがあります。

損害賠償請求

使用者は、「神戸ウエストン」画像の使用に関し、使用者の責めに帰すべき事由により、本市または第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任において速やかにその損害を賠償しなければならない。

※その他詳細は、『神戸市西区マスコットキャラクター「神戸ウエストン」の画像使用に関する要綱』をご参照ください。

【申請・問合せ先】

西区地域協働課 神戸ウエストン担当

〒651-2295 神戸市西区糀台5丁目4-1

電話：078-940-9501（内線211） F A X：078-991-5546

E-mail：nishi@office.city.kobe.lg.jp